

3. 赤ちゃんが生まれたら



出生届

出生後14日以内に、住所地・本籍地・出生地のいずれかの市区町村に出生届を提出してください。

【必要な持ち物】

- 出生届 (出生証明書に医師・助産師の証明がされているもの)
- 母子健康手帳 ■ 本人確認書類 (来庁者)

問い合わせ・提出先

市民課市民係 ☎62-2111 (内線142・143) / 宮守総合支所 ☎67-2111

児童手当

0歳から中学校卒業までのお子さんがある方に支給します。出生の翌日から15日以内に市民課又は宮守総合支所窓口(請求者が遠野市外にお住まいの場合は申請者の住所地の市役所等。申請者が公務員の場合は勤務先。)で申請してください。

※父母等のうち、所得の多い方が請求者となります。

※所得上限額があります。

【必要な持ち物】

・第1子出生の場合のみ(第2子以降は必要な持ち物はなし)

- 健康保険証(請求者) ■ 通帳(請求者)
- 個人番号(マイナンバー)カード又は個人番号通知カード(請求者及び配偶者)

※通知カードでの申請は、請求者の本人確認書類(運転免許証等)も必要です。

問い合わせ・申請先

市民課給付係 ☎62-2111 (内線146・147) / 宮守総合支所 ☎67-2111

養育医療給付

赤ちゃんが生まれた時の体重が2,000g以下の場合や、身体の諸機能が未熟なまま生まれた乳児が指定医療機関に入院したとき、保険診療の自己負担分の医療費が給付されます。詳しくはご相談ください。

問い合わせ・申請先 保健医療課母子安心係 ☎68-3186

新生児聴覚検査受診票

新生児聴覚検査を受ける際に、医療機関へ提出してください。初回検査の費用について5,000円を上限に助成します。受診票は妊婦訪問時にお渡しします。新生児聴覚検査とは、赤ちゃんの聞こえに異常がないかを早く見つけるための検査で、生まれてすぐの入院中に実施されます。

産後健康診査受診票(2回分)

産後2週間健診、1か月健診を受ける際に、医療機関へ提出してください。1回につき5,000円を上限に費用を助成します。受診票は妊婦訪問時にお渡しします。(産後2週間健診は必要な方のみ。医療機関の健診実施状況により実施しない場合があります。)

乳児一般健康診査受診票

出生届を提出した際に、3回分を発行します。(遠野市以外に出生届を提出した場合は後日市民課市民係又は宮守総合支所でお受け取りください。)遠野市で実施していない1か月・9～10か月・1歳児の健康診査を受ける際に、県内の医療機関へ提出してください。受診票の有効期限は1歳1か月になる前日までです。県外での受診を希望される方は、事前に保健医療課にご相談ください。

【遠野市から転出した場合】

遠野市から転出した場合は、受診票を使用することができません。転出先の市区町村担当窓口を受診票を持参し、ご相談ください。

わらすっこのおむつ支援

市内に住所を有する満1歳前のお子さんへ乳児用紙おむつを支給(税抜5,000円相当分)します。

サイズや種類を保護者が選択でき、新生児訪問や乳幼児健診等の機会にお渡しします。

問い合わせ 保健医療課母子安心係 ☎68-3186

乳幼児医療費受給者証

保険診療によってかかった医療費（一部負担金）を助成します。出生の翌月末日までに申請してください。赤ちゃんが生活保護を受けている場合は申請不要です。

【必要な持ち物】

- 健康保険証又は資格取得証明書（赤ちゃん）
- 通帳（父母等）

※4歳の誕生日末日まで所得制限はありませんが、助成額等の算定のため、所得等を確認します。遠野市で所得を確認できない場合（転入者等）は、上記に加えて対象年度の所得課税扶養証明書（父母等）もお持ちください。お母さんの妊産婦医療費受給者証申請にて、当該年度の証明書を提出済みの場合は、証明書の提出を省略することができます。

所得課税扶養証明書の提出が必要な方	受給者証の申請月	証明書の年度
令和5年1月1日時点で市外に住所があった方	令和6年7月まで	令和5年度（令和4年中の所得） ※令和5年1月1日時点の住所地で申請
令和6年1月1日時点で市外に住所があった方	令和6年8月から令和7年7月まで	令和6年度（令和5年中の所得） ※令和6年1月1日時点の住所地で申請

【お母さんをお持ちの妊産婦医療費受給者証について】

出産の翌々月（例えば、4月に出産の場合は6月）以降は、受給者証を使用できません。受給者証には有効期限（予定日）が記載されていますが、出産予定日の前月までに出産した場合は、有効期限が早まりますので、ご注意ください。

交付されていた受給者証は、有効期限が過ぎたら必ずご返却ください。（郵送可）

問い合わせ・申請先

発行に関して：市民課給付係 ☎62-2111（内線146・147）
宮守総合支所 ☎67-2111



妊産婦通院費助成

妊産婦の皆さんが安心して出産できる環境の充実を目指し、市外の産科医療機関へ通院・入院する際の交通費・宿泊費を、1回の分娩で5万円を上限に助成しています。

【助成対象となる期間】

妊娠届出以降に県内の妊産婦健診・分娩を行う医療機関へ健診・診療等のため通院を開始した日から出産後の健診・診療等を終了した日まで

【対象経費】

- 健診、診療などを受けるため医療機関と自宅との間を移動した際の交通費
- 入院または分娩待機のために医療機関の近隣の宿泊施設に宿泊する場合に要した宿泊費・交通費

【対象経費】

受診期間	申請期間
令和6年4月～令和7年3月末日	令和6年度の3月末日まで
令和7年4月～令和8年3月末日	令和7年度の3月末日まで

※申請期限内であっても、受診等が終了した後は速やかに申請してください。

※受診が年度をまたぐ場合は年度毎の申請が必要です。

【必要な持ち物】

- 母子健康手帳
- 産婦本人名義の通帳
- ※以下該当する方のみ
- タクシー料金の領収書（発着地を記載すること）
- 宿泊費の領収書
- 医療機関の受診日が記載されている医療費の領収書及び診療明細書

問い合わせ・申請先 遠野市助産院 ☎62-1103

新生児産婦訪問

出産された方全員に対し、産後1か月前後に市の保健師や助産師が赤ちゃんとお母さんの様子を伺いに家庭訪問します。体重測定や育児の相談などに対応しています。お電話で訪問日程をご相談します。

長期里帰り等で市外での訪問を希望される方はご相談ください。

問い合わせ 保健医療課母子安心係 ☎68-3186

乳幼児健診等

～乳幼児健診は必ず受けましょう～

乳幼児健診は、お子さんが順調に育っているか、病気がないかを確認するためのものです。
また、育児上の心配や不安なことを相談できる場でもありますので、必ず受診しましょう！



※健診や相談に参加したら、チェック欄(□欄)にチェックを入れましょう。

	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	1歳6か月	2歳	2歳6か月	2歳8か月	3歳	3歳6か月	4歳	5歳	6歳	
乳幼児健診	集団			3～5か月児健診			6～8か月児健診		BCG予防接種と個別歯科相談も同時に実施します。					1歳6か月児健診					3歳6か月児健診			5歳児健診	
	(チェック欄)			<input type="checkbox"/> 受診済			<input type="checkbox"/> 受診済						<input type="checkbox"/> 受診済						<input type="checkbox"/> 受診済			<input type="checkbox"/> 受診済	
個別	新生児聴覚検査	1か月児健診						9～10か月児健診				1歳児健診	1歳6か月児歯科健診		2歳6か月児歯科健診				3歳6か月児歯科健診				
(チェック欄)	<input type="checkbox"/> 受診済	<input type="checkbox"/> 受診済						<input type="checkbox"/> 受診済				<input type="checkbox"/> 受診済	<input type="checkbox"/> 受診済		<input type="checkbox"/> 受診済				<input type="checkbox"/> 受診済				<input type="checkbox"/> 受診済
定例相談	新生児訪問												1歳児健康相談		2歳児歯科相談				3歳児歯科相談				
(チェック欄)	<input type="checkbox"/> 訪問済												<input type="checkbox"/> 相談済		<input type="checkbox"/> 相談済				<input type="checkbox"/> 相談済				
産前産後	産後ケア												※希望者のみ										
使える制度	子育て支援センター「まなざし」																						
	保育園・認定こども園(要申込)																		幼稚園(要申込)				
	わらすっこの誕生応援事業																						
	わらすっこファミリー・サポート・センター(登録制)																						
	病児等保育施設「わらっぺホーム」(登録制)																						
	詳しくは23ページ以降をご覧ください。																						

※乳幼児健診及び定期相談については、対象の概ね1か月前に個別通知します。

3～5か月・6～8か月・1歳6か月・3歳6か月児健診

受付時間 個別に案内(午後)
実施場所 遠野健康福祉の里
内容 問診、計測、診察、育児相談、離乳食、むし歯予防のお話
※5歳児健診は詳細が決まり次第、個別にご案内します。

育児相談

内容 小児科医による無料育児相談
計測、育児のアドバイス
個別に対応します。お問い合わせください。

1歳児健康相談

受付時間 個別に案内(午前)
実施場所 遠野健康福祉の里
内容 問診、計測、育児のアドバイス、むし歯予防のお話、仕上げみがきの指導

2歳・3歳児歯科相談

受付時間 個別に案内(午後)
実施場所 遠野健康福祉の里
内容 個別相談、ブラッシング指導等

予防接種

予防接種はなぜ必要？

それは「病気に対する免疫をつけるため」です。病気にかかってしまうと、必ずしも症状が軽く済むとは限らず、重い症状が現れたり、後遺症を残したりする可能性があります。

もともと、赤ちゃんは生まれながらにお母さんからもらった免疫を持っていますが、その免疫は生後3～6か月位に効果が弱くなってしまいます。そのため、赤ちゃんはその効果がなくなる前に、自分で免疫をつけなくてははいけないのです。そのお手伝いをするのがワクチンです。

★予防接種の副反応について

予防接種を受けると、「副反応」といわれるアレルギー等の症状が起こる場合があります。接種を受ける前に、予防接種予診票と一緒にお渡しする「予防接種のしおり」及び「予防接種説明書」を必ずお読みください。

★予防接種を受けるときの注意

■ 予防接種は、お子さんの体調が良い日に受けましょう。

体調が悪いときに受けると十分なワクチンの効果が得られない可能性や思いがけない副反応が起こる可能性があります。

■ 「予防接種説明書」を必ず読み、予防接種予診票を記入しましょう。

予防接種の必要性や副反応について理解しておくことが大切です。

★予防接種後の注意

■ 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応により、体調の変化が起こる可能性があります。お子さんの様子をよく確認してください。

■ 接種後、生ワクチンでは2～3週間、不活化ワクチンでは24時間、副反応が出ていないか注意しましょう。注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけ等の症状が現れた場合、医師の診察を受けてください。

■ 接種当日の入浴は差し支えありません。いつもどおりの生活をしましょう。

【予防接種に必要な持ち物】

■ 母子健康手帳 ■ 予防接種予診票

※同時接種を希望する場合、「同時接種についての同意書」も必要です。

※予防接種は、ワクチンによって接種開始時期が異なります。18ページの予防接種スケジュールを確認し、接種可能な時期に忘れずに受けましょう。

★予防接種による健康被害救済制度について

■ 予防接種を受けた後、極めてまれに入院治療が必要な場合や障がいが残るなどの重い副反応が起こることがあります。

■ 健康被害が生じた場合は、医療費等の給付を行う救済制度が適用される場合があります。救済制度の申請が必要になった場合には、診察した医師及び遠野市保健医療課に、ご相談ください。

【遠野健康福祉の里で実施する集団接種について】

■ 実施日 毎週火曜日 12:50～

■ ワクチンの種類 ロタウイルス・B型肝炎・Hib・小児用肺炎球菌・4種混合・5種混合

■ 接種には予約が必要です。実施日前週の金曜日までに下記へ電話予約してください。(人数制限あり)

【遠野市外で予防接種を受ける場合】

かかりつけ医が市外にいる等の理由で予防接種を市外で接種する場合は、事前の手続きが必要です。接種予定日の10日前までに保健医療課で申請手続きをしてください。

※下記の医療機関は申請手続きが不要です。

- ・花巻市：川嶋医院、こどもみらいクリニック
- ・北上市：北上済生会病院、とどり小児科医院

【遠野市から転出した場合】

遠野市から転出した場合、遠野市発行の予防接種予診票は使用することが出来ません。転出先の市区町村母子保健担当窓口で母子健康手帳を持参し、予診票の交付を受けてください。



問い合わせ 保健医療課母子安心係 ☎68-3186

予防接種スケジュール



～ベストなタイミングで、忘れずに受けましょう～

子どもをワクチンで防げる病気から守るために、接種できる時期になったら忘れずに予防接種を受けましょう。

予防接種の種類		接種回数 (接種済)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
経	ロタウイルス (1価)	個別	2回	1	2										
	(ロタリックス)	個別	2回	1	2										
	5価 (ロタテック)	個別	3回	1	2	3									
不	B型肝炎 (母子感染予防を除く)	集団	3回	1	2		3								
不	小児用肺炎球菌	集団	4回	1	2	3			4						
不	Hib	個別	4回	1	2	3			4						
不	4種混合 (DPT-IPV) (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)	集団	4回	1	2	3			4						
不	5種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	個別	4回	1	2	3			4						
生	BCG	集団	1回	1											
生	麻しん風しん (MR)	個別	2回		1					2					
生	水痘 (みずぼうそう)	個別	2回							1				2	
不	日本脳炎	個別	4回											1	2
不	子宮頸がん (HPV)	個別	3回												1
任意	おたふくかぜ	個別												1	2
任意	インフルエンザ	個別													

1価ワクチンと5価ワクチンがありますが、市内医療機関では、1価ワクチンでの接種となります。(経ロシロップワクチン) 1回目は、生後14週6日までに接種します。

2か月から開始します。線内は、同時接種が可能です。

R6年2月以降生まれ児対象

遠野市では6～8か月児健診で接種します。

1回目接種後、6～12か月の間隔をおいて接種してください。

保育園・幼稚園の年長児に通知します。7月までに受けるのがおすすめです。

1歳になったらすぐに受けましょう!

かかったことがある場合は接種不要です。

第2期 小学校4年生に通知します。(接種対象: 9～12歳)

標準的な接種開始は3歳からです。

中学校1年生に通知します。(接種対象: 小学校6年生～高校1年生相当)

(15歳未満で接種開始の場合は計2回)

かかったことがある場合は接種不要です。※1回目の接種に限り助成があります。

※2回目は助成対象外です。

1歳以上には一部助成があります。

不 不活化ワクチン 生 生ワクチン 経 経口生ワクチン

個別 医療機関 集団 遠野健康福祉の里

←○→ おすすめの接種時期 (数字は接種回数)

無料で受けられる期間 (時期が過ぎてからの接種費用は全額自己負担で、任意予防接種となります。)

予防接種法に基づかない 任意予防接種 (接種を希望する方)

